

伊丹市児童・生徒顕彰要綱

改正 令和7年10月6日

（目的）

第1条 この要綱は、検定・技能資格等を修得するなど、他の模範となる優れた成果を収めた伊丹市立学校に在籍する児童・生徒を顕彰するために必要な事項を定めることを目的とする。

（顕彰者）

第2条 この要綱に定める顕彰を「伊丹市児童・生徒顕彰」とし、教育長がこれを行う。

（顕彰の方法）

第3条 顕彰は、表彰状（伊丹市児童・生徒顕彰状）を贈ることにより行う。

（被顕彰児童・生徒）

第4条 被顕彰児童・生徒は、在学中に「別表1 伊丹市児童・生徒顕彰推薦基準表」に掲げる検定等の資格を取得した者。

2 前項に掲げるもののほか、特に、顕彰することが適当であると教育長が認める成果又は業績のあった者。

（推薦）

第5条 伊丹市立学校の校長は、前条各項に定める推薦基準に該当する者があると認めるときは、毎年教育総務部教育政策課の通知する提出期限までに伊丹市児童・生徒顕彰候補者推薦書（様式第1号）により、教育長に推薦するものとする。

（被顕彰者の決定）

第6条 被顕彰者は、推薦された児童・生徒の中から、伊丹市児童・生徒顕彰選考委員会（以下「選考委員会」という。）が選考したのち、教育長がこれを決定する。

2 選考委員会は、教育総務部長、学校教育部長、こども未来部長をもって組織する。

3 選考委員会の庶務は、教育総務部教育政策課が行う。

（顕彰の時期）

第7条 顕彰は、毎年1回2月に行う。ただし、必要があると認めるときは、随時これを行うことができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成19年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年11月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年10月18日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年10月6日から施行する。